

村上市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和7年11月
村 上 市

令和8・9年度において、村上市が行う建設コンサルタント等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

【目次】

第1 申請方法

	ページ
1 参加資格の種類	2
2 資格審査申請をすることができる方	2
3 登録営業所	3
4 申請書の提出期間及び資格の有効期間	3
5 提出書類等	4
6 提出方法	5
7 申請書等の提出部数、提出先、問合せ先	5

第2 記入方法等

1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書	5
2 入札参加希望業種（部門）一覧	7
3 入札参加希望業種（部門）実績	7
4 営業所一覧表	7
5 技術職員調書	8
6 業態調書	8

第3 変更等の届出

1 申請内容に変更等があった場合	9
2 参加資格の追加申請をする場合（業種追加）	10
別表（資格業種ごとの資格審査を申請することができる者）	11

第4 申請書類提出に際しての留意事項

1 申請書類	12
2 綴じ方	12

第 1 申請方法

1 参加資格の種類

【1】建設コンサルタント

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1) 河川、砂防及び海岸・海洋 | 1 2) 地 質 |
| 2) 港湾及び空港 | 1 3) 土質及び基礎 |
| 3) 電力土木 | 1 4) 鋼構造及びコンクリート |
| 4) 道 路 | 1 5) トンネル |
| 5) 鉄 道 | 1 6) 施工計画、施工設備及び積算 |
| 6) 上水道及び工業用水道 | 1 7) 建設環境 |
| 7) 下水道 | 1 8) 機 械 |
| 8) 農業土木 | 1 9) 水産土木 |
| 9) 森林土木 | 2 0) 電気電子 |
| 1 0) 造 園 | 2 1) 廃棄物 |
| 1 1) 都市計画及び地方計画 | |

【2】地質調査

【3】補償コンサルタント

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| 1) 土地調査 | 2) 土地評価 | 3) 物 件 |
| 4) 機械工作物 | 5) 営業補償・特殊補償 | 6) 事業損失 |
| 7) 補償関連 | 8) 総合補償 | |

【4】測 量

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1) 一般測量 | 2) 航空測量 | 3) 簡易設計 |
|---------|---------|---------|

【5】建築設計

- | | |
|-----------|-----------|
| 1) 一級建築設計 | 2) 建築設備設計 |
|-----------|-----------|

【6】土地家屋調査

【7】不動産鑑定

【8】計量証明

【9】調査・試験

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1) 雪氷調査 | 2) 海洋調査 | 3) 環境調査 |
| 4) 生態系調査 | 5) C B R 調査 | |

【1 0】その他

- | | |
|------------|-------------|
| 1) 交通量調査業務 | 2) 土地区画整理業務 |
|------------|-------------|

※「計量証明」の一部、「施設管理委託業務」については、物品調達、業務委託等入札等参加資格審査申請をしてください。

2 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業種」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 (同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)

第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

- ② 国税及び地方税について未納がある者
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- ④ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ⑤ 暴力団員であると認められる者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑧ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。⑨において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- ⑨ 法人であって、その役員のうちに⑤から⑦までのいずれかに該当する者があるもの

3 登録営業所

- (1) 登録は、本社(以下「主たる営業所」という。)又はその他の営業所(以下「従たる営業所」という。)のうち、1営業所とします。
- (2) 申請書の「登録営業所」欄に記入されている営業所が、村上市との契約等を締結する営業所(以下「登録営業所」という。)として登録されます。
 - <例> 主たる営業所が登録された場合の契約 株式会社 村上設計
 - 従たる営業所が登録された場合の契約 株式会社 村上設計 村上支店
- (3) 従たる営業所を登録営業所とする場合は、主たる営業所の代表者から村上市との業務の委託契約等を締結する権限がその代理人(従たる営業所の代表者)に委任されていなければなりません。

4 申請書の提出期間及び資格の有効期間

区 分	申請書の提出期間	資格の有効期間
定期申請	令和 7年12月 1日から 令和 8年 1月16日まで	令和 8年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
随時申請	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 9月30日まで	入札参加資格が認められた日 ^田 から 令和10年 3月31日まで

※随時申請は、令和8年1月17日から令和8年3月31日までの間は受け付けません。

(注)入札参加資格が認められた日とは、原則として、受付期間中の毎月 15 日までに受け付けた申請については翌月の初日とし、16 日以降に受け付けた申請については翌々月の初日とします。

5 提出書類等

申請書、申出書及び添付書類	県内に営業所のある業者※1	県外に営業所のある業者※2
1. 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【規程様式第1号】	◎	◎
2. 入札参加希望業種（部門）一覧【様式1】	◎	◎
3. 入札参加希望業種（部門）実績【様式2】	◎	◎
4. 営業所一覧表【規程様式第2号】	◎	◎
5. 技術職員調書【規程様式第3号】	◎	◎
6. 登録を受けていることを証する書面	○	○
7. 営業実績があることを証する書面	△	△
8. 委任状【共通様式1】	◇	◇
9. 業態調書【共通様式2】	◎	◎
10. 暴力団等の排除に関する誓約書【共通様式3】	◎	◎
11. 村上市税納税証明書（原本又は写し）【共通様式4-1】 ※納税義務がない方は申出書【共通様式4-2】	◎※3	◎※3
12. 「法人税」（又は「所得税」）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（原本又は写し）	◎※4	◎※4

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合は、「該当なし」と記入し提出してください。）

○：次に該当する場合は、関係書類を提出してください。

部 門	提 出 書 類
建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務 （登録規程に基づく登録を受けている場合のみ）	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し（申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等）
測量業務 一級建築設計業務 建築設備設計業務（実績による申請をする場合を除く。） 土地家屋調査業務 不動産鑑定評価業務 計量証明業務	それぞれの登録証明書等（写し）

△：次に該当する場合は、当該業務の実績の中から2件程度について、実績が確認できるもの（契約書の写し等）を提出してください。

建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	登録規程に基づく登録を受けていない場合
建築設備設計業務	実績による申請をする場合
調査・試験業務又はその他の業務	当該業務を申請する場合

◇：従たる営業所を登録営業所とする場合は、契約権限に関する委任状を提出してください。

- ※ 1:「県内に営業所のある業者」とは、登録営業所が新潟県内にある業者をいいます。
※ 2:「県外に営業所のある業者」とは、登録営業所が新潟県外にある業者をいいます。
※ 3: 村上市税納税証明書又は申出書は、次のものを提出してください。

① 村上市税納税証明書

ア) 専用様式の原本又は写しを提出してください。

イ) 法人税・固定資産税・軽自動車税等が賦課されていない場合でも、従業員に係る村上市市民税の特別徴収義務者になっている場合は、村上市の納税証明書が発行されます。

ウ) 申請日の前3か月以内の発行日に限ります。

② 申出書(村上市への納税義務がない場合)

ア) 村上市への納税義務がない業者は申出書を提出してください。

イ) 申出人の住所・商号又は名称・代表者職氏名の欄には、本社の名称・代表者等を記入してください。

- ※ 4:「法人税」(又は所得税)及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(申請日の前3か月以内の発行日に限る。)については、法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」です。

6 提出方法

- (1) 直接持参又は、郵送・宅配・メール便(当日消印有効)によります。

受付時間 村上市の休日(土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで)を除く、午前9時00分から午後4時00分までとします。

- (2) 受付受領書を希望する場合、受付受領書又は申請書(控)を持参して下さい。郵送等による場合は、受付受領書と返信用封筒(切手貼付のこと)又は返信用ハガキを同封してください。

- (3) 提出書類は12ページ2-(1)を参照の上、番号順に並べ、クリップ等で留めてください。

7 申請書等の提出部数、提出先、問合せ先

提出部数は1部です。

【提出先】〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市財政課 契約検査室

【問合せ先】電話：0254-75-8923(直通) FAX：0254-53-2570

メール：zaisei-kk@city.murakami.lg.jp

第2 記入方法等

1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

- (1) 「申請者」の欄

申請者(本社又は本人)の所在地、商号又は名称、代表者の職及び氏名を記入してください。

- (2) 「村上市業者登録番号」の欄

- ① 令和6・7年度の村上市業者登録番号を記入してください。

令和6・7年度の村上市業者登録番号は、村上市ホームページの入札参加資格者名簿で確認できます。確認できない場合は、お問い合わせください。

② 初めて申請する方は空欄にしてください。

※ 建設コンサルタント等業務の申請は初めてだが、建設工事、物品調達、業務委託で登録されている方は、その登録番号を記入してください。

(3) 「登録営業所」の欄

村上市と契約する営業所(本社又は従たる営業所)について記入してください。

① 「商号又は名称」の欄

ア) 本社の商号又は名称を記入してください。従たる営業所の場合は、商号又は名称(法人の種類を省略しない。)の後に1文字分空けて、営業所名(支社、支店名)を記入してください。

イ) 法人事業者は、法人の種類について略さないでください。

《例》「株式会社 村上市」の場合「(株) 村上市」としない。

ウ) 「フリガナ」は、商号又は名称(従たる営業所の場合は、営業所名も含む。)をカタカナで記入してください。

(法人の種類は省略してください。)

《例》従たる営業所「株式会社 村上市 村上支店」の場合

フリガナは、「ムラカミシ ムラカミシテン」となります。

② 「代表者(代理人)の職名」、「代表者(代理人)の氏名」の欄

ア) 従たる営業所の場合は、営業所の代表者の職と氏名を記入してください。

イ) 代表者(代理人)の氏名のフリガナは、職名、姓と名の間に1文字空けてカタカナで記入してください。

③ 「所在地」の欄

主たる営業所又は従たる営業所の所在地を都道府県名から記入し、丁目、番地、号も記入してください。

④ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

電話番号及びFAX番号は、次に例にならって記入してください。

0 X X X - X X - X X X X

0 X X - X X X - X X X X

0 X X X X - X - X X X X

0 3 - X X X X - X X X X

(4) 「自己資本額」の欄

直前決算の自己資本額を記入してください。(貸借対照表 純資産の部「純資産の部合計」の額を記入してください。)

(5) 「営業年数」の欄

ア) 競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、申請日までの営業年数を記入してください。

イ) 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。

ウ) 2以上の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から申請日までの営業年数を記入してください。

(6) 「技術職員数」の欄

申請日における職員(期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主、法人事業主における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下、同じです。)のうち、「技術職員調書」に掲げる資格を有する方(技術職員)の実人数を記入し

てください。

(7) 「事務職員数」の欄

申請日における職員のうち、営業・総務・管理等の事務管理の業務に主に従事している方の実人数を記入してください。

(8) 「その他職員数」の欄

申請日における職員のうち、技術職員及び事務職員以外の方の人数を記入してください。

(9) 税等未納状況の欄

国税及び地方税について未納(入札参加資格審査申請時の納期未到来のものは該当しません。)がある場合は申請できません。それ以外の場合は「無」を記入してください。

2 入札参加希望業種（部門）一覧

(1) 「入札参加希望業種」の欄

入札参加を希望する業種の部門の欄に「○」を記入してください。

(2) 「登録資格の有無」の欄

登録規程に基づく登録を受けている部門に「○」を記入してください。(入札参加を希望しない業種については、記入の必要はありません。)

3 入札参加希望業種（部門）実績

(1) 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

希望する業種ごとに、申請日の直前2年の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た額を、千円単位で記入してください。このとき千円未満の端数がある場合は切り捨ててください。

(2) 「前年度分決算」、「前々年度分決算」の欄

① 「前年度」とは申請日の直前の事業年度をいい、「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいいます。

② それぞれの事業年度ごとに、千円単位で記入してください。

(3) 「登録番号」、「登録年月日」の欄

① 希望する業種ごとに、登録状況について登録番号及び登録年月日を記入してください。

② 一つの業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ2段(又は3段)で記入してください。

4 営業所一覧表

営業所一覧表には、本社と県内の営業所を記入してください。

(1) 「新潟県内の営業所」の欄

本社を除き01から順に付番してください。

(2) 「営業所等の名称」の欄

当該本社・営業所の名称を会社名も含めて記入してください。

《記入例》 株式会社 新潟県 村上支社の場合

本社の欄 「株式会社 新潟県」

営業所の場合 「株式会社 新潟県 村上支社」

(3) 「営業所等の代表者の職氏名」、「営業所等の所在地」、「連絡方法」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」の「登録営業所」の欄(6ページ1-(3))にならって記入してください。

5 技術職員調査

- (1) 申請日において、「資格名」に掲げる資格を有する職員の人数を、それぞれ資格ごとに記入してください。
- (2) 一人の職員が2以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。
- (3) 技術士の各部門の「人数」欄に計上できるのは、下表の選択科目のうちいずれか1つ以上を選択している場合です。

なお、同一部門において、異なる選択科目に合格している場合には人数を重複して計上してください。

部 門 名	選 択 科 目
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外)
建 設 部 門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農 業 部 門	「農業土木」のみ
森 林 部 門	「森林土木」のみ
上 下 水 道 部 門	全選択科目
電 気 電 子 部 門	全選択科目
機 械 部 門	「流体力学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
地 質 調 査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」
水 産 部 門	「水産土木」のみ
衛 生 工 学 部 門	全選択科目
情 報 工 学 部 門	全選択科目
総合技術監理部門 (地質調査)	「地質調査」欄の選択科目

6 業態調査

記入方法等

- (1) 親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係、役員を兼任している人的関係にある会社がある場合は、次のように記入してください。
 - ① 「資本関係に関する事項」の欄
該当する場合、関係する商号又は名称、所在地、業者登録番号(村上市に登録がある場合)を記入してください。
 - ② 「役員等の兼任に関する事項」の欄
該当する場合、役職、氏名、関係する商号又は名称、業者登録番号(村上市に登録がある場合)を記入してください。
 - ③ 様式に記入しきれない場合
適宜行を追加するか「別紙」と記入し別紙に必要事項を記載してください。(関係会社が多数に及ぶ場合は、会社パンフレット等の写しの添付でも可とします。)
- (2) 該当がない場合は「資本関係、役員等兼任する事業所はありません。」の欄に○印を記入してください。

(3) 作成日現在で記入してください。

※親子関係会社等

- (1) 親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社
以下のいずれかに該当する二者の場合です。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいいます。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社(以下「更生会社等」といいます。)である場合を除きます。
- ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいいます。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 次の役員を兼任している人的関係にある業者
以下のいずれかに該当する二者の場合です。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除きます。
- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

第3 変更等の届出

1 申請内容に変更等があった場合

(1) 次に掲げる事項等の変更について

変更届出書と次の添付書類を速やかに提出してください。

変 更 事 項	添 付 書 類
①本社住所	・登記簿謄本又はその写し
②社名(商号)	・登記簿謄本又はその写し ・委任関係のあるときは新委任状
③代表者	・登記簿謄本又はその写し ・委任関係のあるときは新委任状
④資本関係・人的関係	・業態調書
⑤委任関係	・受任者変更のときは新委任状 ・営業所(新設等)への登録変更等の場合は新委任状
⑥組織	・登記簿謄本又はその写し ・委任関係のあるときは新委任状

(2) 死亡、合併、営業譲渡等について

① 参加資格が認定される前の場合

- ・資格審査の申請は、無効となります。

② 参加資格が認定された後の場合

ア) 相続又は合併をした方若しくは営業を譲り受けた方が、参加資格の継続を希望する場合

- ・ 入札参加資格承継申請書を提出してください。承継の事実が確認されれば、参加資格が認められます。

イ) 相続又は合併をした方若しくは営業を譲り受けた方が、参加資格の継続を希望しない場合

- ・ 廃業等届出書を提出してください。

2 参加資格の追加申請をする場合（業種追加）

（１）参加資格の追加申請をする場合は、「５ 提出書類等」（４ページ）に掲げる申請書等のうち次の書類を改めて提出してください。

１. 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【規程様式第１号】

２. 入札参加希望業種（部門）一覧【様式１】

３. 入札参加希望業種（部門）実績【様式２】

※ 「入札参加希望業種（部門）一覧」の「入札参加希望業種」の欄には、追加申請する業種のみを記入してください。

（２）参加資格の追加申請に伴い技術職員等に変更がある場合は、次の書類を提出してください。

５. 技術職員調書【規程様式第３号】

６. 登録を受けていることを証する書面

７. 営業実績があることを証する書面

※ 「５ 提出書類等」（４ページ）を参照し、添付書類等が必要な場合は併せて提出してください。

別 表

資 格 業 種	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務につき営業実績を有する者
地 質 調 査 業 務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査についての登録を受けている者 2 当該業務につき営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務につき営業実績を有する者
測 量 業 務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建 築 設 計 業 務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土 地 家 屋 調 査 業 務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不 動 産 鑑 定 評 価 業 務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計 量 証 明 業 務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調 査 ・ 試 験 業 務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（C B R試験）	当該業務の営業実績を有する者
そ の 他 業 務	建設工事に係る測量・調査・設計等の業務であって、上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

第4 申請書類提出に際しての留意事項

各登録区分（建設工事、建設コンサルタント等業務、物品調達、業務委託）共通

1 申請書類

- （1） 申請は、それぞれ（建設工事、建設コンサルタント等業務、物品調達、業務委託）の登録区分ごとの申請要領により、書類を作成してください。同時に複数の入札参加資格申請をする場合は、1つにまとめて申請を行ってください。これにより、提出書類等を省略することができます。

2 綴じ方

- （1） 次の順序に並べ、クリップ等で留めてください。

- ① 建設工事申請書類一覧表（建設工事の登録申請をしない場合は不要）
- ② 建設工事申請書類（同上）
- ③ 建設コンサルタント等業務申請書類一覧表
（建設コンサルタント等業務の登録申請をしない場合は不要）
- ④ 建設コンサルタント等業務申請書類（同上）
- ⑤ 物品調達、業務委託等申請書類一覧表
（物品調達、業務委託等の登録申請をしない場合は不要）
- ⑥ 物品調達、業務委託等申請書類（同上）
- ⑦ 共通書類（委任状、納税証明書など）

ア 申請書類一覧表

- （i） 申請者の「業者登録番号」、「所在地」、「商号又は名称」及びこの申請に関する「担当者名」、連絡先「電話番号」を記入してください。
- （ii） 提出書類の該当するところに○印をつけてください。

イ 各申請書類

登録申請を行う各申請要領に記載の書類を提出してください。

ウ 共通書類

次の書類は共通書類として、登録区分ごとでなく1枚にすることができます。

- （i） 委任状
- （ii） 業態調書
- （iii） 暴力団等の排除に関する誓約書
- （IV） 村上市税納税証明書（原本又は写し）又は申出書
- （V） 「法人税」（又は所得税）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（原本又は写し）